

公 告

(監査委員)

茨城県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により，茨城県知事から包括外部監査の結果に基づく措置状況について通知があったので，次のとおり公表する。

平成26年8月7日

茨城県監査委員	磯崎久喜雄
同	森田悦男
同	小沼均
同	齋藤良彦

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 25 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘件数	措置状況	
		措置済	今回措置
農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	52	—	52

(様式3)

平成 25 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部農業政策課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>I 全般的事項に関する指摘 (10) 備品の管理について 現物確認を行っていない、あるいは現物確認を行った（正確には行ったと回答を得た）が文書は作成していないとの実態が明確になった。現物確認要領を作成の上、現物確認を行い、その調査結果を文書で残す必要がある。</p>	<p>会計管理課が平成 26 年 5 月 19 日に作成した備品の現品確認実施要項に基づき、現物確認の結果を文書で残すように徹底していくこととした。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部産地振興課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>2 産地振興課</p> <p>(1) 指定・特定野菜価格安定供給事業費補助（県単野菜価格安定供給事業費補助）</p> <p>① 交付金のプール</p> <p>県単野菜価格安定供給事業の目的は、野菜価格が著しく低落したときに交付金を交付し、野菜農家の経営安定を図ることにある。A出荷組合員における交付金については、A出荷組合員の出荷段ボール共同購入費用や当該事業の組合員負担分掛金の支払に充当されている以外、組合員に配分されていない。当該事業の目的を達成するためには、野菜農家へ交付金が配分されることが必要となる。したがって、県は、当該交付金が各野菜農家へ配分されていることを確認すべきであり、配分されない場合は、返還を求めるべき。</p> <p>(2) 農業者戸別所得補償制度推進事業費</p> <p>① 計画書及び実績報告書における金額の一括記載（各農林事務所）</p> <p>「農業者戸別所得補償制度推進事業における助成対象経費内訳（様式第2号の2の別紙）」及び「茨城県農業者戸別所得補償制度推進事業における助成対象経費内訳（別記様式第4号-2別紙）」における現状の記載方法では適切な申請又は適切な実績報告とはいえない。</p> <p>補助金の使途・支出先を確認するために、支出先ごとの支出額を把握する必要がある。交付先である地域農業再生協議会から科目別・支出先別内訳を報告させるよう市町村に対して指導すべき。</p>	<p>A出荷組合員に対しては、事業実施主体を通じ、組合員である生産農家へ交付金を速やかに交付するよう指導した。</p> <p>事業実施主体に対しては、当該事業参加団体に対し、生産農家への交付状況について改めて事実確認を行うとともに、支払遅延等がある場合には速やかな交付を指導するなどの改善措置を講じるよう指示した。</p> <p>また、県においても、当該事業に係る交付金が、生産農家に確実に交付されたことを確認できるよう、業務方法書を整備した。</p> <p>地域農業再生協議会に対し、科目別に支出内容がわかる内訳を記入させるよう市町村を指導した。</p> <p>また、各農林事務所に対し、科目別に支出内容がわかる内訳の記入について、市町村及び地域農業再生協議会を指導するように指示した。</p> <p>さらに、各様式の記載例を作成し、各農林事務所から市町村等へ周知することとした。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部産地振興課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>2 産地振興課</p> <p>(3) 産地構造改革特別対策事業費</p> <p>① 指名競争の妥当性</p> <p>一般競争入札に付し難く、指名競争入札による契約は例外的・限定的な場合にのみ実施されるべきであり、事業実施主体が農業協同組合の場合であったとしても、国の規定に基づいて、原則として一般競争入札により実施されるべき。</p> <p>② 適時適切な入札結果報告の受領</p> <p>C市茨城農業改革事業補助金においては、「入札結果報告・着工届」が適時に提出されていなかった。</p> <p>県は、補助金交付対象先に対して、国の規定に従って、事務の遂行を適時かつ適切に求めるべき。</p> <p>③ 落札率の算定方法</p> <p>D農業協同組合が作成した「入札てん末書」に記載されている落札率の算定方法が誤っている。</p> <p>県は、補助金交付対象先に対して、国の規定に従って、正確な落札率を算定するように適切な指導を行うべき。</p>	<p>事業実施主体に対し、一般競争入札が原則であり、指名競争入札はやむを得ない場合の例外的措置であることを改めて周知するとともに、事業着手前に提出される施工方法書を確認し、指導を徹底することとした。</p> <p>国の規定に従って、「入札結果報告・着工届」提出等の事務遂行を適時かつ適切に実施するよう、市町村及び事業実施主体に対し、指導を徹底することとした。</p> <p>「入札てん末書」に記載する落札率については、国の規定に従い、落札金額を予定価格で除して算定するよう、市町村及び事業実施主体に対して指導することとした。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部産地振興課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>2 産地振興課</p> <p>(4) いばらきの園芸産地改革支援事業費</p> <p>① 確認調書の記載(県西農林事務所)</p> <p>市及び県が両者で作成した確認調書の内容が実態と異なる事例については、検査が適切に行われていないととられても仕方がない。当該事例では、検査の過程で随意契約理由書まで確認されておらず、市及び県による検査が表面的なものに終始していたと考えられる。</p> <p>実態に踏み込んだ検査を実施し、確認調書を適切に記載する必要がある。</p> <p>(5) 財産</p> <p>① 備品の現物確認</p> <p>備品について年1回現物確認を実施しているとのことであるが、現物確認についての要領は存在せず、現物確認を実施した証跡も残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべき。</p>	<p>「補助事業現地(現物)確認調書」に確認欄を設けるとともに、記載内容や現地及び関係書類の検査確認を複数人数で実施するよう検査確認体制を強化し、平成26年度事業から実施することとした。</p> <p>市町村に対しても、遺漏のないように検査確認を複数人数で実施するよう指導することとした。</p> <p>会計管理課が平成26年5月19日に作成した備品の現品確認実施要項に基づき、現物確認の結果を文書で残すように徹底していくこととした。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部販売流通課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>3 販売流通課</p> <p>(1) 6次産業化推進支援事業費</p> <p>① 実施内容の詳細が不明な再委託費 所管課は、業者Dに再委託された開発費1,100千円と販売促進費1,100千円に係る業務内容を調査確認する必要がある。</p> <p>② 労働保険制度への加入義務 仕様書等により労働保険制度への加入が義務付けられている場合には、雇用された者の雇用保険被保険者証にて加入実績の確認を実施すべき。</p> <p>③ 社会保険制度への加入義務 受託者が法人の場合、仕様書等において社会保険制度への加入を義務付ける必要がある。 また、雇用された者の健康保険証にて加入実績の確認を実施すべき。</p>	<p>委託業者に対し、再委託の業務内容に係る資料の提出を指示し、再委託業者が作成した資料や写真、再委託内容の詳細な費用明細により、再委託の業務が適正になされていることを確認した。</p> <p>雇用事業における委託仕様書において、労働保険の加入を義務付け、雇用保険被保険者証で加入実績を確認するように改めた。</p> <p>雇用事業における委託仕様書において、社会保険の加入を義務付け、健康保険被保険者証の写し等で加入実績を確認するように改めた。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部販売流通課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>3 販売流通課</p> <p>(2) いばらき農産物地産地消推進事業費</p> <p>① 実行困難な実施要領の規定</p> <p>実施要領は遵守すべきであり、別通帳による管理を行うほど厳密な区分経理が必要ないのであれば、実態に応じた規定に改めるべき。</p> <p>② 労働保険制度への加入義務</p> <p>仕様書等により労働保険制度への加入が義務付けられている場合には、雇用された者の雇用保険被保険者証にて加入実績の確認を実施すべき。</p> <p>③ 社会保険制度への加入義務</p> <p>受託者が法人の場合、仕様書等において社会保険制度への加入を義務付ける必要がある。</p> <p>また、雇用された者の健康保険証にて加入実績の確認を実施すべき。</p>	<p>当該事業は、平成24年度に終了しているが、今後、同様の事業を実施する際は、指摘を踏まえて要領を作成することとした。</p> <p>雇用事業における委託仕様書において、労働保険の加入を義務付け、雇用保険被保険者証で加入実績を確認するように改めた。</p> <p>雇用事業における委託仕様書において、社会保険の加入を義務付け、健康保険被保険者証の写し等で加入実績を確認するように改めた。</p>

(様式3)

平成 25 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部畜産課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>4 畜産課</p> <p>(2) 畜産センター運営費</p> <p>① 復興特別所得税の源泉徴収漏れ</p> <p>平成 25 年分以後の報償費については、復興特別所得税が加算された「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」を使用して源泉徴収事務を行う必要がある。</p>	<p>平成 25 年分の復興特別所得税の源泉徴収漏れについては、平成 25 年 11 月に不足分（150 円：3 名分）を追加徴収し、土浦税務署へ納入した。</p> <p>平成 26 年以降については、復興特別所得税が加算された「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」を使用して源泉徴収事務を行うこととした。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部農業経営課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>5 農業経営課</p> <p>(3) 財産</p> <p>① 備品の現物確認</p> <p>備品について年2回現物確認を実施しているとのことであるが、現物確認についての要領は存在せず、現物確認を実施した証跡も残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべき。</p> <p>② 建物登記の必要性</p> <p>県では、農産加工指導センター水府分室の耐用年数よりも少ない期間で賃貸借契約を締結しているが、当該契約の終了をもって、土地の所有者から退去を求められる可能性がある。それを防ぐためには建物の登記が必要となるが、それがなされていない。</p> <p>土地の賃借権が借地権となる借地権付建物については、その保護のため、登記を早急に行うべき。</p>	<p>会計管理課が平成26年5月19日に作成した備品の現品確認実施要項に基づき、現物確認の結果を文書で残すように徹底していくこととした。</p> <p>平成26年度中に登記手続きを完了させることとした。</p>

(様式3)

平成 25 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部林政課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>6 林政課</p> <p>(1) 身近なみどり整備推進事業費</p> <p>② 保全管理協定の締結状況の確認（県央農林事務所） 農林事務所は県の機関として保全管理協定書の締結が適切に行われていることを遅滞なく市町村に確認すべき。</p> <p>(2) いばらき木づかい環境整備事業費</p> <p>① 実績報告書の不備（県央農林事務所） 補助事業者が一定の普及啓発活動を行うことは事業実施の要件とされていることから、実績報告書の提出に当たっては広報した実績の添付が漏れることのないよう補助事業者を指導する必要がある。</p> <p>(3) 森林整備加速化・林業再生基金積立金</p> <p>① 高性能林業機械等の導入 県は、補助者からの実績報告書を受理した際に、現物の確認・検査を行い、注文書や請求書、領収書等の関連証憑を入手して実施報告書の内容を審査しているが、財産処分の制限期間の基礎となる耐用年数等を確認することができる資料を入手していない。 また、固定資産台帳に登録して初めて資産の取得と判断されることから、取得の事実を確認する意味でも補助対象財産の有無を固定資産台帳又はこれに類する書類により確認することは重要である。 固定資産台帳等を徴求し、補助対象財産の記載の有無及び耐用年数を確認する必要がある。</p>	<p>実績報告書に保全管理協定書写しが添付されていなかった5市町に提出を指示し、協定締結が適切に行われていることを確認した。 また、平成26年度から補助金交付要項を改正し、実績報告書に協定書写しの添付を義務づけた。</p> <p>実績報告書に広報実績が未添付であった1団体に資料の提出を指示し、要件である普及啓発活動が適切に行われていることを確認した。</p> <p>平成25年度から補助事業者に固定資産台帳等の提出を求めることとした。 なお、平成26年度は補助金交付要項を改正し、実績報告書への固定資産台帳等の添付を義務づけた。</p>

(様式3)

平成 25 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部林政課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>6 林政課</p> <p>(5) 特用林産物生産担い手育成事業費</p> <p>① 要領の改正</p> <p>個人事業主は法人に含まれず、誤解を招く表現であるため、要領を適切に改正すべき。</p> <p>② 消費税法上の課税事業者であるか否かの確認</p> <p>県は、受託事業者が免税事業者であるか否かの確認を行い、免税事業者である場合に消費税を委託費の額に含まないように、要領を適切に改正すべき。</p> <p>(6) 林業振興資金貸付金</p> <p>① 要領の改正</p> <p>「貸付金の限度が現金支出額の範囲内であること」を確認する必要性を再検討し、不要であれば要領から当該規定を削除すべき。</p> <p>② 貸付先の決算書の適時入手</p> <p>1) 貸付先の財務情報の適時入手</p> <p>県は、貸付先の決算書を毎年度、適時に入手すべき。</p> <p>2) 融資要領の規定</p> <p>林業振興資金（興農資金）融資要領に、貸付先の決算書を入手する旨の規定を追加すべき。</p>	<p>当該事業は平成 24 年度に終了しているが、今後、同様の事業を実施する際は、指摘を踏まえて要領を作成することとした。</p> <p>当該事業は平成 24 年度に終了しているが、今後、同様の事業を実施する際は、指摘を踏まえて要領を作成することとした。</p> <p>現金支出額に関する規定の必要性が低いことを踏まえ、平成 26 年度から当該規定を削除した。</p> <p>貸付先の経理状況確認のため、林業振興資金（興農資金）融資要領第 3 条第 1 項に規定されている「知事が必要と認める」書類として、毎年度、決算書の提出を求めることとした。</p> <p>貸付先の経理状況確認のため、林業振興資金（興農資金）融資要領第 3 条第 1 項に規定されている「知事が必要と認める」書類として、毎年度、決算書の提出を求めることとした。</p>

(様式3)

平成 25 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部林業課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>7 林業課</p> <p>(1) 分収林経営管理費</p> <p>② 公益財団法人茨城県農林振興公社との取引</p> <p>1) 見積書の徴取</p> <p>公益財団法人茨城県農林振興公社（以下「公社」という。）に対する委託料（分収林経営管理費）については、予算額と実績額が同額である（平成 24 年度は 36,186,150 円）。県にその理由を確認したところ、県の積算に基づき委託先である公社に契約の申込みを行ったうえで公社から承諾書を徴取し、契約書を締結しているという回答を得た。また、県は契約にあたり公社から見積書を徴取していない。</p> <p>業者の見積額の積算根拠は、県が積算内容等を検討する際に有用な情報を提供するものである。1 者随意契約にあっては他との比較情報もなく取引条件が硬直的となりやすいため、特にその必要性が高い。</p> <p>見積額の積算根拠となる資料については、入手するよう努めるべき。</p> <p>(2) 治山施設災害復旧費（明許繰越）</p> <p>① 監督票・指示（承諾）書の未作成（県央農林事務所）</p> <p>工事設計変更をする場合には、監督規程に則り、監督票・指示（承諾）書を作成すべき。</p> <p>(4) 県単造林事業費</p> <p>① 中間状況確認の報告体制（県北農林事務所）</p> <p>茨城県森林機能緊急回復整備事業実施要領第 7 に基づく知事に対する報告は、文書で行うべき。</p>	<p>平成 26 年度契約から見積額の根拠となる資料を徴取することとした。</p> <p>平成 26 年 4 月から工事の設計変更内容と監督票・指示（承諾）書が整合しているかを判断するために、設計変更決議書に監督票・指示（承諾）書を添付させ、決裁の際に確認することとした。</p> <p>要領第 7 に基づく市町村からの事業実施状況報告は、文書により行うとともに、農林事務所へ提出のあった報告書については、所内決裁後、文書にて知事（林業課）へ報告することとした。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部漁政課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>8 漁政課</p> <p>(1) 共同利用漁船等復旧支援対策事業費</p> <p>① 補助対象財産の確認書類</p> <p>県は、補助者からの実績報告書を受領した際に、現物の確認・検査をし、注文書や請求書、領収書等の関連証憑を入手して報告書の内容を審査しているが、財産処分の制限期間の基礎となる耐用年数等を確認できる資料を入手していない。</p> <p>また、固定資産台帳に登録して初めて資産の取得と判断されることから、取得の事実を確認する意味でも補助対象財産の有無を固定資産台帳で確認することは重要である。</p> <p>補助事業者から固定資産台帳等を徴求し、補助対象財産の記載の有無及び耐用年数を確認する必要がある。</p>	<p>平成26年4月までに補助事業者から固定資産台帳の写しを徴し、補助対象財産の記載及び耐用年数に基づいた財産処分の制限期間を確認した。</p>

(様式3)

平成 25 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部農村計画課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>10 農村計画課</p> <p>(1) 農地農業用施設等災害復旧費</p> <p>① 要綱・要領の未整備（県北農林事務所）</p> <p>国補事業であっても、補助金交付事業に関しては、県独自の要綱・要領を策定すべき。</p>	<p>県と事業主体との間で交わされる事務手続きの全般を規定した県独自の事務処理要領を、他県で既に作成している類似の要領なども参考にしながら、速やかに策定することとした。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部農地整備課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>1 1 農地整備課</p> <p>(2) 国営土地改良事業償還対策資金貸付金</p> <p>① 貸付債権の管理</p> <p>国営土地改良事業償還対策資金貸付に関する債権の管理について、当該貸付金は60億円を超えるものでありながら、無担保、無保証、無利子であり、かつ、返済期間は30年以上に及ぶ超長期のものもある。</p> <p>債務者である土地改良区に対し決算書類を徴求し、経営状態については毎年モニタリングし、回収可能性について検討すべき。</p>	<p>土地改良区に対しては、3年に1度の指導検査のほか、予算決算等を諮る総代会に毎年度出席していたが、決算書類等の提出は求めていなかった。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、貸付金貸付要項等に基づき、毎年度、土地改良区に対し決算書類の提出を求めるなどして経営状態を把握し、債権管理を行っていくこととした。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部農地整備課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>1 1 農地整備課</p> <p>(3) 経営体育成基盤整備事業費</p> <p>① 専任の主任技術者の確認方法（県南農林事務所） 専任の主任技術者を設置すべき工事において、専任の主任技術者であることの確認を厳格に実施すべき。</p> <p>② 公有財産購入費の請求書の契約内訳の記載誤り（境土地改良事務所） 公有財産購入費（創設換地の取得に関する協定書）の請求書を4件検証したが、請求内訳の記載が全て土地利用に伴う損失補償金となっており、土地代金となっていないことに加え、手書きの日付の筆跡も同一である。 いずれも、各土地改良区からの請求書でありながら、請求内訳の記載の誤りが全く同じであり、手書きの日付の筆跡も同じであり不自然である。 原因を確認の上、全て訂正し、管理体制を確認する必要がある。</p>	<p>施工体制台帳による確認に加えて、請負業者が登録を義務づけされている工事实績情報サービス（コリンズ）の情報を必ず確認することにより、専任の主任技術者であることを確認することとした。</p> <p>公共用地取得代金に係る請求書について、県担当者が土地改良区の負担軽減に配慮して請求書案を作成した際、「土地代金」と記載すべきところを、誤って「土地利用に伴う損失補償」と記載したもので、各土地改良区に対し、誤りのあった当該請求書について訂正をさせた。</p> <p>また、土地改良区から提出された請求書の日付が空欄であったため、各土地改良区の了承を得た上で、同一の担当者が記載したことにより、請求の日付の筆跡が同一となったもので、今後は、請求書について、記載漏れや記載誤り等の訂正を含め、各土地改良区に記載させることを徹底することとした。</p> <p>なお、事務所職員に対し、支出書類の確認方法等について周知し、チェック体制の強化を図ることとした。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について		担当部・課 農林水産部農地整備課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
II 各課及び各出先機関に関する指摘 1.1 農地整備課 (4) 県営かんがい排水事業費 ① 県営かんがい排水事業の繰越承認（稲敷土地改良事務所） 繰越工事の工期延長については、国の繰越承認日以降に工期変更決議を実施する必要がある。	国の繰越承認日を確認し、承認日以降に工期変更決議を実施するよう徹底させることとした。	

(様式3)

平成 25 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部農村環境課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>1 2 農村環境課</p> <p>(1) ふるさと農道整備事業費</p> <p>① 完了地区調書の作成遅延（県央農林事務所） 事業の終了後は直ちに完了地区調書を作成すべき。</p> <p>(2) 団体営農業集落排水事業費</p> <p>① 要項・要領の改正（県北農林事務所） 「汚水処理施設整備交付金」にも対応した「要項」「事務処理要領」に改正等を行うべき。</p> <p>(3) 地籍調査事業費補助</p> <p>① 公印の押印漏れ 公文書への押印漏れが生じないように市町への指導を徹底するとともに、事務確認の強化を図る必要がある。</p>	<p>平成 25 年 11 月 22 日付けをもって、当該地区の完了地区調書を作成した。</p> <p>国から市町村へ直接交付される「汚水処理施設整備交付金」に対応する「茨城県農村総合整備事業等補助金交付要項」及び「事務処理要領」を速やかに改正することとした。</p> <p>再発防止を図るため、関係市町に対して注意喚起文書を送付するとともに、チェック表を作成し、公文書の取扱いに関する事務確認を強化した。</p>

(様式3)

平成 25 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について		担当部・課 稲敷土地改良事務所
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等	
II 各課及び各出先機関に関する指摘 1 3 財産その他 (1) 公有財産 ① 財産の登録区分 稲敷土地改良事務所の旧庁舎等の登録区分を普通財産に変更する必要がある。	平成 26 年 3 月 31 日に登録区分を行政財産から普通財産に変更した。	

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 県北農林事務所
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>1.3 財産その他</p> <p>(2) 備品</p> <p>① 備品の現物確認</p> <p>備品について年2回現物確認を実施しているとのことであるが、現物確認についての要領は存在せず、現物確認を実施した証跡も残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべき。</p>	<p>会計管理課が平成26年5月19日に作成した備品の現品確認実施要項に基づき、現物確認の結果を文書で残すように徹底していくこととした。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 県南農林事務所
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>1.3 財産その他</p> <p>(2) 備品</p> <p>② 備品の現物確認</p> <p>備品について年2回現物確認を実施しているとのことであるが、現物確認についての要領は存在せず、現物確認を実施した証跡も残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべき。</p> <p>③ 備品の保管場所の記載</p> <p>備品の保管場所を移動した際には、適時に備品一覧表の保管場所を修正すべき。</p>	<p>会計管理課が平成26年5月19日に作成した備品の現品確認実施要項に基づき、現物確認の結果を文書で残すように徹底していくこととした。</p> <p>速やかに登録内容の修正を実施した。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 県西農林事務所
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>II 各課及び各出先機関に関する指摘</p> <p>1.3 財産その他</p> <p>(2) 備品</p> <p>④ 備品の現物確認</p> <p>備品について年2回現物確認を実施しているとのことであるが、現物確認についての要領は存在せず、現物確認を実施した証跡も残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべき。</p>	<p>会計管理課が平成26年5月19日に作成した備品の現品確認実施要項に基づき、現物確認の結果を文書で残すように徹底していくこととした。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について		担当部・課 境土地改良事務所
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
II 各課及び各出先機関に関する指摘 1.3 財産その他 (2) 備品 ⑤ 備品の現物確認 備品について年2回現物確認を実施しているとのことであるが、現物確認についての要領は存在せず、現物確認を実施した証跡も残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべき。	会計管理課が平成26年5月19日に作成した備品の現品確認実施要項に基づき、現物確認の結果を文書で残すように徹底していくこととした。	

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について		担当部・課 農業大学校
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
II 各課及び各出先機関に関する指摘 1.3 財産その他 (2) 備品 ⑥ 使用不能資産の廃棄処理 東日本大震災によって、棚から落下して損壊し、使用することができず、廃棄処理をすべき機械器具は、早急に廃棄処理をすべき。	当該機械器具については、平成26年6月までに廃棄処理することとした。	

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部農業経営課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>IV 過去の包括外部監査のフォローアップに関する指摘 〔茨城県農業会議補助金〕 茨城県農業会議は現在も貸借対照表を作成していない。県によれば、茨城県農業会議に対して指導をしたが、貸借対照表を作成していない。引き続き指導の上、貸借対照表を作成させるべき。</p>	<p>平成26年度の決算から、貸借対照表を作成することとした。</p>

(様式3)

平成25年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部畜産課，農業経営課，林政課，漁政課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>IV 過去の包括外部監査のフォローアップに関する指摘 〔公有財産の実地棚卸し〕 試験研究機関の所管課によれば，公有財産台帳と現物の照合が実施されているとのことだが，その証跡が残されていない。公有財産台帳と現物の照合を実施した証跡を残すべき。</p> <p>備品の現物確認を実施した証跡が残っていない。備品の現物確認を実施した証跡を残すべき。</p>	<p>平成26年3月から，公有財産台帳と現物の照合を実施した証跡を残すこととした。</p> <p>会計管理課が平成26年5月19日に作成した備品の現品確認実施要項に基づき，現物確認の結果を文書で残すように徹底していくこととした。</p>

(様式3)

平成 25 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	担当部・課 農林水産部畜産課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>IV 過去の包括外部監査のフォローアップに関する指摘 〔試験研究機器の稼働状況〕 一部の試験研究機関（畜産センター，肉用牛研究所，養豚研究所（畜産課所管））においては，試験研究機器の範囲及び記録簿の様式について文書では定められていない。範囲及び様式を文書で定めておかなければ担当者によって記録対象機器の範囲及び記録方法にばらつきが生じる可能性がある。試験研究機器の範囲及び記録簿の様式について文書で定める必要がある。</p>	<p>畜産センター，肉用牛研究所，養豚研究所においては，平成 26 年 1 月 6 日に「試験研究に供する備品使用簿に関する内部規則」を定め，適正な管理をすることとした。</p>

包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成 23 年度及び平成 24 年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

年度	テ ー マ	指摘件数	措置状況	
			措 置 済	今回措置
23	病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	99	97	1
24	出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	95	81	13

(様式3)

平成23年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 病院事業の財務事務の執行及び事業の管理運営について	担当部・課 保健福祉部厚生総務課 県立医療大学
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
VII 附属病院における監査結果（各論） 1 管理項目毎の監査結果 （1）経営収支改善の方途 茨城県立医療大学及び附属病院の定員増による収支の改善について、経営面及び医療面から、リハビリテーションの実施率の向上が期待されることから、定数増による療法士の増員を図り、収支の改善に取り組むべきである。	茨城県職員定数条例（平成26年4月1日改正）に基づく療法士等の増員により、平成26年10月から、入院患者に対する365日体制でのリハビリテーションを実施し、収支改善を図っていくこととしている。

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 財団法人茨城県環境保全事業団
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>第4 往査した出資団体の指摘又は意見</p> <p>Ⅲ 財団法人 茨城県環境保全事業団</p> <p>(2) 中長期計画の策定 早急に、将来の財務予算まで含んだ中長期経営計画を作成する必要がある。</p> <p>(3) コンプライアンス規程等 コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。</p> <p>(7) 諸規程類の整備 理事会、評議員会に関する規程、職務分掌に関する規程が作成されていない。</p> <p>(9) 債権管理 滞留債権の発生は、レベニュー信託の償還にも支障をきたす事態につながることを認識し、与信管理体制と債権管理体制を整備強化する必要がある。</p>	<p>平成26年3月26日の理事会で承認を受け、策定済み。</p> <p>平成26年3月26日の理事会で承認を受け、制定済み。 (施行は一般財団法人に移行した4月1日)</p> <p>平成26年3月26日の理事会で承認を受け、制定済み。 (施行は一般財団法人に移行した4月1日)</p> <p>平成26年4月1日に債権管理要項を制定済み。 今後この要項を元に与信管理及び債権管理等を行っていく。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ		担当部・課
出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について		生活環境部廃棄物対策課
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等	
第4 往査した出資団体の指摘又は意見 Ⅲ 財団法人 茨城県環境保全事業団 (4) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	指導の結果、一般財団法人への移行(平成26年4月1日)に合わせ、平成26年度から年2回内部監査を実施し、その結果を報告することとなった。	

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 財団法人茨城県看護教育財団
指摘事項の概要	指摘事項に基づく措置等
<p>第4 往査した出資団体の指摘又は意見 IV 財団法人 茨城県看護教育財団 (14) 滞留債権 債権の滞留の発生防止と既滞留分の早期回収に努め、必要に応じて貸倒引当金を計上する必要がある。</p>	<p>在学生に対し、分割納付などにより年度内に確実に納付されるよう指導を徹底するなど、滞留債権の発生防止に努めてきた。 この結果、平成24年度末時点の滞納者2名のうち、1名は平成25年度末で完納となり、もう1名についても平成26年度中に完納となる見込であり、債権の滞留は解消される見込であることから、現時点で貸倒引当金は計上する必要は無いものと思量する。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 商工労働部産業政策課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>第4 往査した出資団体の指摘又は意見 VII 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社 (6) 設備近代化資金に係る延滞債権 所管課で管理している設備近代化資金に係る延滞債権残高は平成24年3月31日現在で144百万円であるが、貸出先企業のほとんどは倒産や廃業に陥り、かつ連帯債務者の状況も死亡や高齢・行方不明等となっているため、延滞債権の多くは事実上回収不能な状態である。徴収不能と判断している債権については債権放棄等の必要性について検討する必要がある。</p>	<p>徴収不能と判断した債権について、主債務者、連帯保証人及び相続人の資産や収入状況等を調査した結果、「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」（総務部行革・分権室，平成24年12月19日施行）に該当する債権の放棄を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成25年第1回茨城県議会定例会：2件 19,253千円・平成26年第1回茨城県議会定例会：1件 3,802千円 <p>引き続き、徴収不能と判断した債権については、調査の上、上記基準に該当する債権は債権放棄を実施していく。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 公益社団法人茨城県農林振興公社
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>第4 往査した出資団体の指摘又は意見</p> <p>X 公益財団法人茨城県農林振興公社</p> <p>(1) 出資団体の運営体制</p> <p>常勤役員4名全員が県退職者である。第6次茨城県行財政改革大綱の出資団体改革3出資団体への県関与の見直し①人的関与の見直しに「県退職者の常勤役員への就任については、法人の要請を踏まえつつ、その知識や経験が業務遂行上特に必要とされる場合に限定します。」と記載している。</p> <p>役員が県退職者である必要性は乏しく、また、常勤役員全員が県退職者という構成についても、出資団体の自立性、自主性の点で問題がある。出資団体のあり方の検討の中で役員の役割と人材を検討すべきである。</p> <p>(7) 中期経営計画</p> <p>中期計画(平成23年度を初年度とする5カ年計画)が策定されているが、それは財務数値を含めたものではない。他団体との統合も考慮して財務面の中期計画を作成すべきである。</p>	<p>平成22年度に(公社)園芸いばらき振興協会、(公社)茨城県穀物改良協会、(公財)茨城県農林振興公社の農業関係3団体が新公益法人制度に基づく公益法人への移行認定を申請し、平成26年4月1日付けをもって、(公社)茨城県農林振興公社に再編・統合した。</p> <p>再編・統合を進める中で、民間団体等出身者を常勤役員に加えるように検討を進め、常勤役員5名のうち民間出身者を1名登用した。</p> <p>統合法人の運営を行う上で中期経営計画が必要となるため、統合を進める過程で財務面も含めた事業実施計画(平成26~28年度)を策定した。</p>

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 農林水産部農業経営課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>第4 往査した出資団体の指摘又は意見 X 公益財団法人茨城県農林振興公社 (11) 茨城県経営構造対策支援事業 茨城県経営構造対策支援事業で主に補助対象となっているのは常勤理事4名に係る人件費である。常勤役員は茨城県経営構造対策支援事業のみに従事しているわけではなく、出資団体の運営全体に関与しなければならない立場にある。であるならば、常勤役員の人件費のほぼ全額を茨城県経営構造対策支援事業の補助対象とするのは適当でない。</p> <p>平成24年度の補助金交付要項においては茨城県経営構造対策支援事業の補助対象経費として「経営構造対策支援事業実施要領で定める農林振興公社運営活動に要する経費」を追加したとのことである。しかし、「経営構造対策支援事業実施要領で定める農林振興公社運営活動」と「大型施設等有効利用指導活動及び基盤確立事例調査」とでは事業の性格が異なるため、両者を分離して補助対象とすべきである。</p>	<p>農業関係3団体の統合後の事業計画を検討した結果、常勤役員の人件費について、平成26年度から、常勤役員が担当する各種事業に振り分け、当該事業費の中でその関与割合に応じた額を負担することとした。</p> <p>茨城県経営構造対策支援事業は、常勤役員の人件費を主な内容とする「農林振興公社運営活動」と、調査費を主な内容とする「大型施設等有効利用指導活動及び基盤確立事例調査」から成っているが、事業のあり方について検討した結果、平成26年度から、前者については常勤役員の関与割合に応じて各種事業に振り分け廃止するとともに、後者については類似の経営構造対策推進事業に統合した。</p>

(様式3)

平成 24 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 茨城県漁業信用基金協会
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
第4 往査した出資団体の指摘又は意見 X I 茨城県漁業信用基金協会 (3) 担保不動産の現地調査と管理台帳の整備 出資団体では、担保不動産について現地調査の実施及び管理台帳の整備を行うべき。	平成 25 年度中に現地調査を実施し、それに基づく情報を盛り込んだ管理台帳を整備した。

(様式3)

平成24年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 出資団体の事業並びに出資団体に対する管理及び出資団体との契約等に関する財務事務の執行について	担当部・課 知事直轄国際課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
第5 往査しなかった出資団体の指摘又は意見 IV 公益財団法人 茨城県国際交流協会 (5) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。	平成26年度から、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回(5月及び11月)の監事監査を実施し、その結果の報告を徹底するよう改めた。